

## 第 6 0 号議案

足立区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 1 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特別区税条例等の一部を改正する条例

第 1 条 足立区特別区税条例（昭和 3 9 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 9 条第 1 項第 1 号ア中「 1 , 0 0 0 円」を「 2 , 0 0 0 円」に改め、同号イ中「 1 , 2 0 0 円」を「 2 , 0 0 0 円」に改め、同号ウ中「 1 , 6 0 0 円」を「 2 , 4 0 0 円」に改め、同号エ中「 2 , 5 0 0 円」を「 3 , 7 0 0 円」に改め、同項第 2 号ア中「 2 , 4 0 0 円」を「 3 , 6 0 0 円」に、「 3 , 1 0 0 円」を「 3 , 9 0 0 円」に、「 5 , 5 0 0 円」を「 6 , 9 0 0 円」に、「 7 , 2 0 0 円」を「 1 0 , 8 0 0 円」に、「 3 , 0 0 0 円」を「 3 , 8 0 0 円」に、「 4 , 0 0 0 円」を「 5 , 0 0 0 円」に改め、同号イ中「 1 , 6 0 0 円」を「 2 , 4 0 0 円」に、「 4 , 7 0 0 円」を「 5 , 9 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「 4 , 0 0 0 円」を「 6 , 0 0 0 円」に改める。

付則第 2 条の 2 の 4 中「第 4 0 条第 3 項後段（同条第 6 項から第 1 0 項まで）」の次に「及び第 1 1 項（同条第 1 2 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第 6 項から第 1 0 項まで）」を「公益法人等（同条第 6 項から第 1 1 項まで）」に、「を同法第 4 0 条第 3 項」を「を同条第 3 項」に、「租税特別措置法第 4 0 条第 6 項から第 1 0 項まで」を「同法第 4 0 条第 6 項から第 1 1 項まで」に改める。

付則第 3 条及び第 3 条の 2 を次のように改める。

第 3 条及び第 3 条の 2 削除

付則第3条の2の2を削る。

付則第4条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

付則第5条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第5条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条第1項第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第11条第1項各号列記以外の部分及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

付則第13条第1項中「第15条及び第18条」を「第15条第1項及び第2項並びに第18条」に改める。

付則第13条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

付則第13条の3第2項中「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税

口座内上場株式等を取得した区民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

付則第15条から第16条までを削り、付則第17条を付則第15条とする。

第2条 足立区特別区税条例の一部を改正する条例（平成25年足立区条例第48号）の一部を次のように改正する。

付則第1条第1号中「改正規定」の次に「並びに第2条中付則第14条の4第5項第3号の改正規定（「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）」を加える。

付則第1条第3号中「第2条の規定」の次に「（付則第14条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中付則第2条の2の4及び第13条の3第2項の改正規定、第15条から第16条までを削り、付則第17条を付則第15条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定  
平成27年1月1日

（2） 第1条中第39条の改正規定並びに付則第3条及び第5条（第1条の規定による改正後の足立区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則第5条に係る部分を除く。）の規定  
平成27年4月1日

（3） 第1条中付則第5条の改正規定並びに付則第4条及び第5条（新条例付則第5条に係る部分に限る。）の規定  
平成28年

4月1日

(4) 第1条中付則第13条第1項及び第13条の2第2項の改正  
規定 平成29年1月1日

(区民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の区民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成25年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第2条の2の4の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成26年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

3 新条例付則第13条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の区民税について適用する。

4 新条例付則第13条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成28年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

5 新条例付則第13条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の区民税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第39条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第4条 新条例付則第5条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例付則第5条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、

「受けた月の属する年の12月」とする。

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第39条及び新条例付則第5条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第39条第1項 第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例付則第5条の表 以外の部分	第39条	足立区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年足立区条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第5条の規定により読み替えて適用される第39条
新条例付則第5条の表 第39条第1項第2号 アの項	第39条第1項第2号 ア	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第39条第1項第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円

	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

( 提案理由 )

地方税法等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。